

高性能林業機械導入のための お役立ちガイド

補助

融資

利子
助成

信用
保証

その他

ぐんまフォレスター連絡会 技術交流会
「デジタル林業のフル活用で林業イノベーション」
2025. 5. 28

高性能林業機械導入のための お役立ちガイド

補助

補助事業

群馬県高性能林業機械等導入促進対策補助事業・・・P1

融資

融 資

日本政策金融公庫資金・・・・・・・・・・・・・・P2

林業・木材産業改善資金・・・・・・・・・・・・・・P3

林業後継者等特別対策資金・・・・・・・・・・・・・・P4

木材産業等高度化推進資金・・・・・・・・・・・・・・P5

間伐材生産流通資金・・・・・・・・・・・・・・P6

利子
助成

利子助成

林業近代化資金利子助成・・・・・・・・・・・・・・P7

信用
保証

信用保証

農林漁業信用基金信用保証・・・・・・・・・・・・・・P8

その他

その他

研修ほか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P9

高性能稟議業機械の種類・・・・・・・・・・・・・・P10

保有状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11

1. 目的

低コスト林業システムの導入を促進し、生産性の向上とコスト縮減を図り、林業の競争力の強化と産業としての自立を実現するため、素材生産量の拡大に取り組む事業者に対し、①高性能林業機械等の整備及び②林業機械のリースに係る費用を支援します。

2. 対象者

市町村、森林整備法人等、経営管理実施権の設定を希望する事業者、育成林業経営体、広域利用林業機械の整備を実施するもの

補助

3. 補助メニュー及び要件、補助割合

① 高性能林業機械等の整備

・ 補助対象

高性能林業機械等の購入に係る経費（1事業費概ね500万円以上ほか）

・ 補助要件

素材生産量の目標値の伸び率が次に示す数値以上となること。

3,000～5,000m³ 30%以上

5,000～10,000m³ 30%以上

10,000m³～ 10%以上

素材生産性の目標値が7.60m³/人・日以上又は伸び率が50%以上となること。

・ 補助割合

補助対象経費の1/3以内

（スイングヤーダ、IoTハーベスタ、資材運搬ドローン等は、4/10以内）

（施業集約化などの条件を満たす場合は、1/2以内）

② 林業機械リース支援

・ 補助対象

高性能林業機械等のリース導入に係る経費（1事業費概ね500万円以上ほか）

・ 補助要件

リース期間満了までに概ね3,000m³/年以上の素材生産が計画されており
その達成が見込まれること。

・ 補助割合

次に掲げる計算式による、いずれか小さい額

ア）（リース物件価格）×（リース期間/法定耐用年数）×1/3以内

イ）（リース物件価格－残存価格）×1/3以内



4. その他

1. 本補助事業については、「林業・木材産業循環成長対策交付金」を活用しています。
2. 補助事業の詳細については、群馬県林業振興課又は、最寄りの環境森林（森林）事務所までお問い合わせください。

1. 目的

「森林・林業基本法及び基本計画」の政策展開に沿った資金供給を通じ、多面的機能を有する森林や国産材の供給・加工体制の整備を積極的に支援しています。林業では、資本回収（伐採）まで約50年と長いことから、超長期・低金利の資金供給を通じて、林業経営を支援しています。

2. 主な融資制度

貸付対象	資金名	償還期間 (据置期間)
適切な森林整備		
・人工植栽、天然林の改良 ・下刈、間伐などの森林の保育管理 ・造林用機械の取得 ・作業道の開設・改良	林業基盤整備資金	15～55年以内 (3～35年)
	森林整備活性化資金	30年以内 (20年)
林業の担い手の経営改善		
・造林のための土地、林地の取得 ・分収林の取得	林業経営育成資金	20～35年以内 (20～25年)
地域資源を活用した山村活性化、国産材の供給・加工体制整備		
・林産物の処理加工施設の整備 ・林産物の流通販売施設の整備 ・素材生産施設・機械の取得 ・森林レクリエーション施設の設置	林業構造改善事業推進資金	20年以内 (3年)
	農林漁業施設資金	15～20年以内 (3年)
	中山間地域活性化資金	15年以内 (3年)
セーフティネット機能		
・災害や社会的・経済的な環境変化などの影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金	農林漁業セーフティネット資金	15年以内 (3年)
・復旧造林、林道の復旧	林業基盤整備資金 (災害復旧)	20～55年以内 (3～35年)
・被災した生産設備の復旧	農林漁業施設資金 (災害復旧)	15～20年以内 (3年)

* 融資制度の詳細、このほかの融資資金については、日本政策金融公庫（前橋支店 農林水事業 融資課 TEL:027-243-6061）までお問い合わせください。

融資

施設
資金

運転
資金

1. 目的

新しい事業を始める、機械や設備を充実させる、働く環境を整えるなど、経営のレベルアップに必要な資金を無利子で融資する制度です。

2. 対象者

【林業】

森林所有者 林業労働従事者 森林組合生産森林組合 森林組合連合会
素材生産業者 素材生産組合 など

〔 会社の場合、資本金の額若しくは出資総額が1,000万円以下のもの、または
常時使用する従事者数が300人以下のものに限ります。 〕

【木材産業】

木材製造業 木材卸売業 木材市場を営む者

〔 資本金の額若しくは出資総額が1,000万円以下の会社、常時使用する従業者
の数が100人（木材製造業を営む者にあつては300人）以下の会社もしくは
個人、またはこれらの方が組織する団体に限ります。 〕

3. 対象事業

1. 新たな林業部門の経営の開始
2. 新たな木材産業部門の経営の開始
3. 林産物の新たな生産・販売方式の導入
4. 林業労働に係る安全衛生施設の導入
5. 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入



4. 貸付内容

- ・ 貸付限度額
【林業】個人1,500万円 会社3,000万円 団体5,000万円
【木材産業】 1億円
- ・ 償還期間 10年以内（据置3年以内）均等年賦払
貸付対象機械・施設の耐用年数、特性等を総合的に勘案し期間を決定、
償還期間を延長する特例措置もあります。
- ・ 貸付利率 無利子
- ・ 担保及び債務保証 貸付金額に応じて連帯保証人や担保が必要になります。

5. その他

1. 融資を受ける前には資格審査があります。審査を受ける際には、「林業・木材産業改善措置に関する計画」を作成して、知事の認定を受けてください。
2. 融資制度の詳細については、群馬県林業振興課又は、最寄りの環境森林（森林）事務所までお問い合わせください。

1. 目的

林業経営の改善や事業の拡張をしようとする方のために、県が低利子で融資する制度です。

2. 対象者

【林業】

森林所有者 林業労働従事者 森林組合 生産森林組合 森林組合連合会
素材生産業者 素材生産組合 など

【木材産業】

木材製造業 木材卸売業 木材市場を営む者

3. 対象事業及び貸付内容

貸付対象事業	貸付限度額	貸付利率	償還期間
1. 林業複合経営（早期収益部門と育林部門）の開始又は拡充	1,000万円	0.5%	10年以内
2. 林業経営の拡充に必要な機械・施設及び資材等の購入並びに設置	1,000万円	0.5%	10年以内
3. 高能率素材生産用機械等の操作技術の習得	150万円	0.5%	5年以内
4. 海外等の林業地の視察・研修	150万円	0.8%	5年以内
5. 教育（林業後継者のみ）	150万円	0.8%	5年以内
6. 住宅の整備（林業後継者のみ）	500万円	0.8%	10年以内
7. 立木の取得	1,000万円	0.5%	10年以内

・ 償還期間については、借入申込者の経営状況、貸付対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し決定します。

・ 貸付金額に応じて連帯保証人や担保が必要になります。

4. その他

- 貸付対象事業を国庫補助事業で実施する場合に生じる補助残については、林業後継者等特別対策資金を活用することが可能です。
- 融資制度の詳細については、群馬県林業振興課、又は最寄りの環境森林（森林）事務所までお問い合わせください。



1. 目的

木材の生産や流通の円滑化や効率的・安定的な林業経営を育成することを目的に、造林・育林・素材生産・製材・木材卸売り等の事業を行う組合・会社・個人の方々に低利で融資を行う制度資金です。

2. 対象者

造林・育林・素材生産・製材・木材卸売り等の事業を行う組合・会社・個人
ただし、事前に、事業の合理化や経営の改善などの事業計画を作成して、知事の認定を受けてください。

3. 対象事業及び貸付内容

資金名称	対象事業	貸付限度額	貸付利率
素材生産等促進資金	次の事業を行うのに必要な 運転資金 ・素材生産 ・素材の引取 ・木材製品の引取 ・素材又は製品の加工	1億円 特認2～5億円	短期年1.70～ 2.00% 長期年1.85～ 2.40%
新規需要創出資金	次の事業を行うのに必要な 運転資金 ・素材の引取 ・木材製品の引取 ・素材又は製品の加工	1億円	短期 年1.70% 長期 年1.85%
木材高度加工資金	木材加工に必要な運転資金	1億円 特認2億円	短期 年1.70% 長期 年1.85%
林業経営高度化推進資金	次の事業を行うのに必要な 運転資金 ・造林 ・素材生産	5千万円 特認1億5千万	短期 年2.00% 長期 年2.40%
伐採・造林一貫作業推進資金	次の事業を行うのに必要な 運転資金 ・造林 ・素材生産	1億円 特認2億円	短期 年1.70 ～1.90% 長期 年1.85 ～2.20%

- ・償還期間 短期資金：1年以内、長期資金：5年以内（据置1年を含む）
- ・取扱金融機関 群馬銀行県内各支店、農林中央金庫関東業務部

4. その他

1. 木材産業等高度化推進資金では、独立行政法人農林漁業信用基金の保証制度が利用できます。保証は元本ベースで2億円まで80%保証など、優遇された内容となっています。
2. 融資制度の詳細については、群馬県林業振興課、又は最寄りの環境森林（森林）事務所までお問い合わせください。



融資

運転
資金

1. 目的

間伐の推進と間伐材の有効利用を促進して、健全な森林の育成を図ることを目的として、民有林の間伐材生産・流通・加工及び製材品の購入・販売を行う方に低利で融資を行う群馬県独自の制度融資です。

2. 対象者

森林所有者
群馬県木材業者・製材業者・チップ業者登録名簿に記載されている事業者

3. 対象事業

1. 間伐を行うための経費及び立木取得のための運転資金
2. 間伐材を流通させるために要する運転資金
3. 間伐材を加工するために要する運転資金
4. 間伐材による製品の購入及び販売に要する運転資金

4. 貸付内容

- ・ 貸付限度額
【個人・会社】 個人1,000万円以内
【協同組合等】 5,000万円以内
- ・ 償還期間 1年以内
- ・ 貸付利率 短期1.70%
- ・ 取扱期間 群馬銀行



5. その他

ご利用には、間伐材の利用であることを証明する書類が必要となります。

1. まずは「間伐材生産流通資金証明書」を一般社団法人 群馬県木材組合連合会に提出してください。担当者がお伺いし、借入内容について確認させていただきます。
2. 確認検査後、証明書が交付されますので、これを添えて群馬銀行各支店に融資をお申し込みください。
3. 融資制度の詳細については、群馬県林業振興課、又は最寄りの環境森林（森林）事務所までお問い合わせください。

1. 目的

日本政策金融公庫等の資金を借り入れして施設や機械などの導入をした場合に、借入利子の一部を群馬県が助成します。

2. 対象者

1. 県内で林業（育林、素材生産、薪炭生産、樹苗養成、きのこ類を含む特用林産物生産に限る）を営む個人
2. 県内において上記1.に規定する林業を営む法人（組合員の5割以上が当該林業を営む中小企業等協同組合、特例有限会社を含む株式会社、等）
3. 上記1.及び2.のほか、日本政策金融公庫等が各資金ごとに定める融資対象者で別に定める者

ただし、いずれの場合も資本金の額又は出資の総額が1千万円を超え、かつ常時雇用する従業員の数が300人を超える会社等は除きます。

3. 対象事業

1. 林業構造改善事業推進資金
2. 農林漁業施設資金（共同利用施設）（災害復旧を含む）
3. 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）（災害復旧を含む）
4. 中山間地域活性化資金

4. 貸付内容

- ・ 助成率
 1. 転貸の場合2.0%以内
（ただし、農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）は2.6%以内）
 2. 非転貸の場合1.5%以内
（ただし、農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）は2.1%以内）
 3. 転貸、非転貸いずれの場合も、末端金利（貸付金利－利子助成率）は0.5%以上
- ・ 助成期間
借入実行日から12年以内



5. その他

ご利用には、間伐材の利用であることを証明する書類が必要となります。
融資制度の詳細については、群馬県林業振興課、又は最寄りの環境森林（森林）事務所までお問い合わせください。

1. 目的

林業・木材産業等の事業者の皆様が融資機関から経営に必要な資金を借り入れる際に、その借入債務を保証することによって林業・木材産業の事業者の信用力を補完し、資金調達を円滑にしています。

2. 対象者

造林、素材生産、木材・木製品製造、薪炭生産、林業種苗生産、きのこ生産を営む会社又は個人、森林組合等

木材卸売等、木材製品利用を営む会社又は個人（「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」の事業計画を作成し、知事の認定を受けた方に限ります。）

3. 対象事業

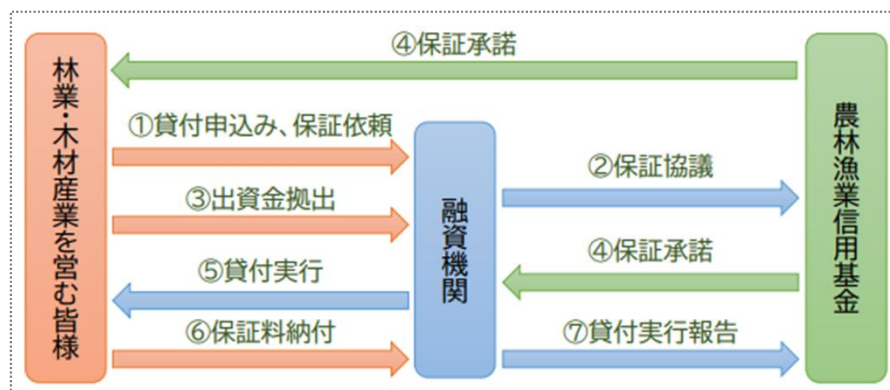
林業・木材産業の事業用資金

- ・ 苗木や立木、原材料、資機材の調達費、燃料費、人件費、機械のリース料などの支払いのための運転資金
- ・ 事務所や工場、土場などの土地・建物、生産・加工機械や林業機械、輸送運搬車両などの整備・購入のための設備資金（中古機械含む）

4. 貸付内容

- ・ 保証料率
年0.15～1.80%
- ・ 保証割合
原則80%

＜保証のご利用手続き＞



5. その他

ご利用にあたっては、

- ・ 法人代表者のほか、ご利用条件により連帯保証人が必要な場合があります。
- ・ 運転資金は、利用される方の財務状況により担保が必要な場合があります。
- ・ 設備資金は、借入期間が5年超の場合又は土地建物の購入・建設の場合、原則として担保が必要です。
- ・ 保証額に応じた出資金の出資が必要です（保証の利用終了後、払戻可）。

* 保証制度や出資金については、農林漁業信用基金（林業信用保証管理部TEL:03-3434-7825）までお問い合わせください。

■ 群馬県では、終業後の技術向上を目指す林業従事者のために、各種研修を実施しています。詳しくは、林業振興課林業普及係（027-226-3235）までお問い合わせください。

■ （一財）群馬県森林・緑整備基金（林業労働力確保推進センター）では、以下の業務を通じて支援を行っています。
詳しくは、事務局（027-386-5901）までお問い合わせください。

・ 森林整備担い手対策事業

高性能林業機械技能者養成研修、作業道研修、緑の雇用担い手対策事業（基本研修）に林業従事者を参加させた雇用主に対し、研修期間中に賃金を支給している場合に、この賃金の一部を助成します。

・ 森林整備機械化推進事業

林業の機械化を促進するために必要な高性能林業機械の貸付を行っています。

■ 林野庁関連HP

・ 林業を支える高性能林業機械

（１）高性能林業機械等の開発・改良、人材育成 ⇒



（２）高性能林業機械等の導入支援 ⇒



・ 高性能林業機械の保有状況 ⇒



・ デジタル林業戦略拠点 ⇒



・ 林業イノベーションハブセンター ⇒



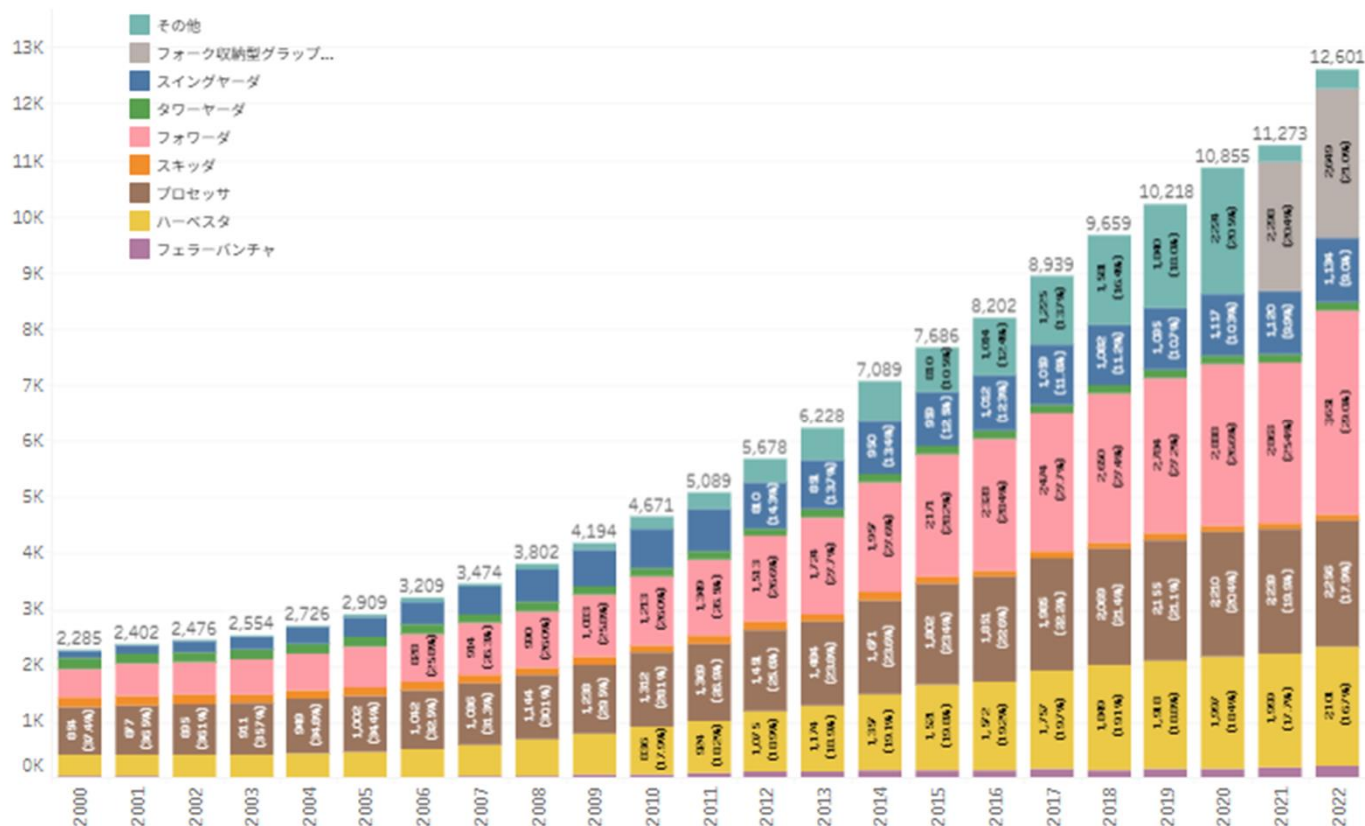
その他 (高性能林業機械の種類)

■ 高性能林業機械とは、従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べて、作業の効率化、身体への負担の軽減等、性能が著しく高い林業機械です。主な高性能林業機械としては、以下のとおりです。

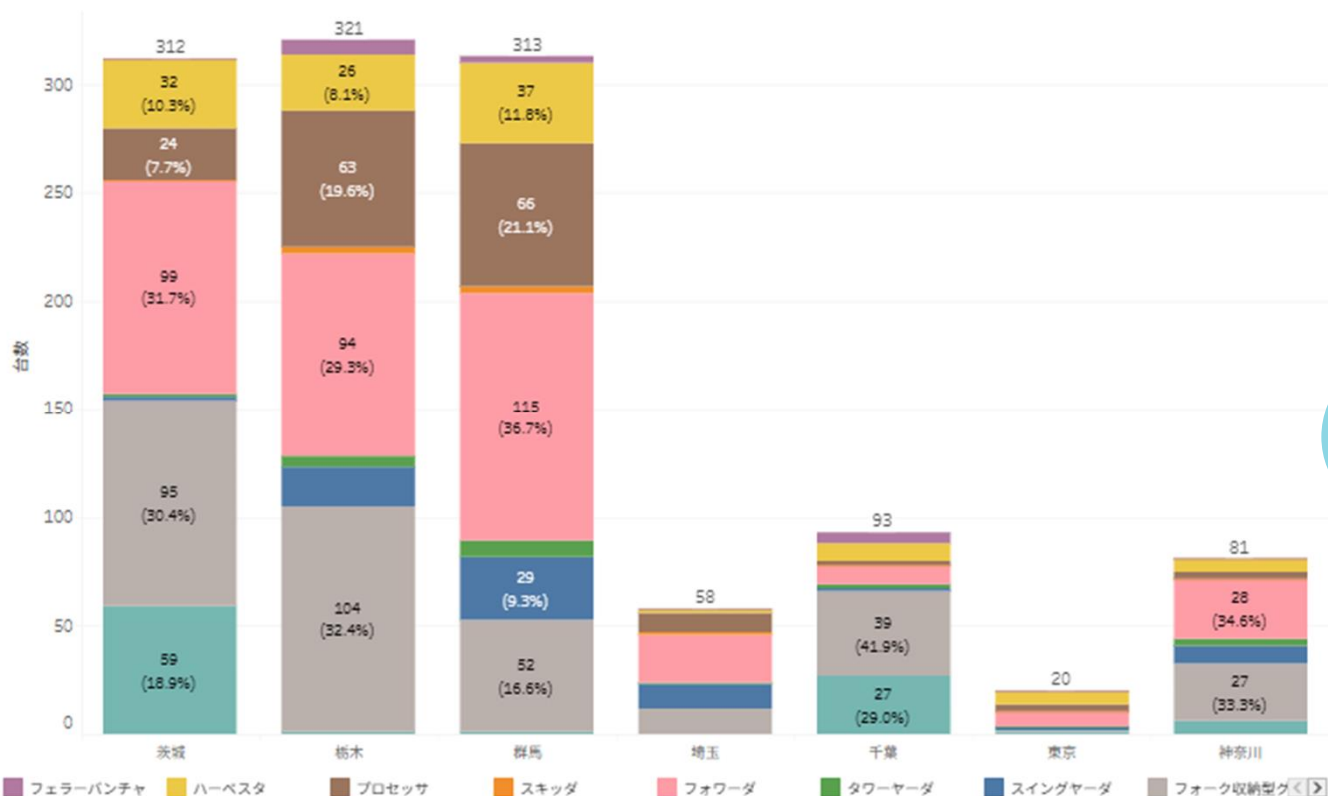
フェラーバンチャ (伐倒・集積) 立木を伐採（フェリング）し、切った木をそのまま掴んで集材に便利な場所へ集積（バンチング）する自走式機械。チェーンソーに代わり、最も危険な伐倒作業を担う。	 
ハーベスタ (伐倒・枝払い・玉切り・集積) 従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。	 
プロセッサ (枝払い・玉切り) 林道や土場などで、全木集材されてきた材の枝払い、測尺、玉切りを連続して行う自走式機械。	 
スキッダ (集材) 丸太の一端を吊り上げて土場まで地引集材する集材専用の自走式機械。主として伐開された林地内で使用される。	 
フォワーダ (集材) 玉切りした短幹材をグラブクレーンで荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械。	 
タワーヤーダ (集材) 簡便に架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材機。急傾斜地での作業に向いている。	 
スイングヤーダ (集材) 主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ、作業中に旋回可能なブームを装備する集材機。建設用ベースマシンに集材用ウインチを搭載し、アームをタワーとして使用する。	 

その他（高性能林業機械の保有状況）

■ 高性能林業機械の保有状況の推移（全国）



■ 都道府県別（関東）における高性能林業機械の保有状況（令和4年度公表値）



お問い合わせ先

群馬県林業振興課

(林業担い手対策室 経営強化係 TEL:027-226-3237)

渋川森林事務所

(TEL:0279-22-2763)

西部環境森林事務所

(TEL:027-323-4021)

藤岡森林事務所

(TEL:0274-22-2253)

富岡森林事務所

(TEL:0274-62-1535)

吾妻環境森林事務所

(TEL:0279-75-4611)

利根沼田環境森林事務所

(TEL:0278-22-4481)

桐生森林事務所

(TEL:0277-52-7373)

日本政策金融公庫

(前橋支店 農林水事業 融資課 TEL:027-243-6061)

農林漁業信用基金

(林業信用保証管理部 TEL:03-3434-7825)

MEMO

MEMO

ぐんまフォレスター連絡会 事務局

(群馬県/森林整備センター前橋水源林事務所/群馬森林管理署)